

# 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

## 重要事項説明書

1. 「まささんの家」認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口  
電 話 03-5933-3317 (午前9時～午後5時)  
担 当 所長 財前美保  
※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 認知症対応型共同生活介護の概要

- (1) 大泉学園高齢者グループホームまささんの家の内容等

介護保険事業者番号	事業者指定番号：東京都 第 1372001824 号
事業者名	社会福祉法人 福音会 大泉学園高齢者グループホームまささんの家
所在地	東京都練馬区大泉学園町 2-20-22
電話 & F A X	03-5933-3317 (FAX 03-5933-3318)

- (2) ホームの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤
所長	介護福祉士	1 (介護職員兼務)	
計画作成担当者	介護支援専門員		1
介護職員		3	5
看護職員			1

- (3) 設備の概要

- ① 建物構造・面積 鉄骨造・2階建 322.95 m<sup>2</sup> 敷地面積 647.17 m<sup>2</sup>
- ② 居室の数と面積 洋室9室(1室 13,05 m<sup>2</sup>、8室 13,54 m<sup>2</sup>)  
各室6畳押入・洗面台付
- ③ トイレの数 各階2ヶ所 計4か所
- ④ 浴室の数と種類 1ヶ所、 二人同時入浴可能
- ⑤ 台所
- ⑥ 食堂
- ⑦ 談話コーナー
- ⑧ パティオ (中庭のテラス)
- ⑨ 庭 (園芸コーナー、物干し場)

### 3. 当ホームの特徴等

#### (1) 運営方針

- ① 社会福祉法人福音会の理念 (別紙福音会カタログご参照)
- ② 社会福祉法人福音会のサービス基本方針 (別紙福音会サービス基本方針ご参照)
- ③ [まささんの家]の運営理念

#### 「自分らしく、今を大切に」

#### [まささんの家]の運営方針

- ・認知症の人が、病気や障害による差別を受けないよう、「認知症の人の基本的な人権」を守る等、各種サービスを通じて、ノーマライゼーションの具体的な実現を目指します。
- ・認知症の人のケアのあり方の研究、情報提供等を行います。
- ・地元住民の方々と、交流、親睦がはかれるよう住民参加型の福祉施設とします。

#### (2) 選択のための情報

- ・ 第三者評価受審 (詳細は東京都福祉ナビゲーションご参照)  
 評価機関 一般社団法人 特養ホームマネジメント研究所  
 評価分議日 2025年11月8日
- ・ 情報公表

### 4. サービスの内容

家庭的な生活空間の中で、少人数の認知症高齢者が、継続的なグループを保ち、できるだけ自立した生活が送れるように専門的なケアサービスを提供する。

食 事	<p>職員が利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮しながらも、利用者の希望を伺いながらメニューを決めていきます。事業者側から献立を提案することもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事はなるべく食堂でとっていただくよう配慮します。(利用者の希望、体調によっては配慮)</li> <li>・食事の準備は可能な限り利用者と共にで行います。(買い物、調理、配膳、下膳、後片付け)</li> <li>・食事時間            朝食 7:30～ 10:30 (各利用者の生活時間に合わせます)            昼食 12:00～ 14:00            夕食 18:00～ 20:00</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じ適切な排泄の介助と、排泄の自立の援助を行います。</li> <li>・おむつ等の使用、尿便意が不完全、排泄のうながしが必要、後始末が不十分、便器周りを汚すなど何らかの援助が必要な場合、必要に応じて職員が対応します。</li> </ul>
入 浴	<p>毎日いつでも入浴することができます。利用者の意思を最優先にしながらも、入浴状況の把握を行い、時機を見計らって入浴を促し誘いかけを行います。自力では、洗髪、洗体が不十分な場合や安全確保、身体チェックのため必要に応じて職員が見守りや介助を行います。失禁の確認や普段では目が届かないことへの対応が出来る機会とします。</p>
日常生活に必要な身の回りのこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起床：寝たきり防止のため離床に配慮します。</li> <li>・衣類の着脱は、見守りや促し利用者が主体となって行うようすすめます。</li> <li>・お手伝いが必要な部分は職員が支援・介護します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整容、口腔衛生（義歯洗浄）は管理事項として把握し対応します</li> <li>・シーツ交換、布団乾燥など衛生事項は、管理事項として把握し、対応します。</li> <li>・洗濯（手洗い、洗濯物干し、取り込み、たたみ、アイロンなどは利用者が行います。）</li> <li>・居室内清掃（居室の整理整頓、共有箇所、ホーム周辺は利用者が行う）浴室や手や目の行き届かない箇所、危険な箇所の掃除は職員が行います。</li> </ul>
機能訓練	・離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
行 事	年間行事計画を定め、お正月・観梅・節分・お花見・七夕・夕涼み会・お盆・敬老祝い・もみじ狩・クリスマス会等の季節の行事を行います。
生活の相談	利用者とその家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
健康管理	毎日の血圧等測定（バイタルチェック）、月2回の往診あり、歯科診療など（連携医療機関については後記ご参照）年1回の健康診断、インフルエンザワクチン接種等を行います。
金銭の管理	毎月の日常生活費は法人で立替えし月末締め、翌月にご請求をいたします。おこずかいを居室にて、利用者で管理が出来る方はご相談下さい。

## 5. 料金

### (1) 基本料金（介護報酬分）認知症対応型共同生活介護（Ⅰ）

月単位の合計×10.90円 月合計金額とは若干異なります。

要支援2	761 単位	(1 日)	8 3 0 円
要介護1	765 単位	(1 日)	8 3 4 円
要介護2	801 単位	(1 日)	8 7 4 円
要介護3	824 単位	(1 日)	8 9 9 円
要介護4	841 単位	(1 日)	9 1 7 円
要介護5	859 単位	(1 日)	9 3 7 円

#### 加算について

初期加算：入居日から30日以内の期間	30 単位	(1 日)	3 3 円
：1ヵ月以上入院した後、退院して再入居する場合も同様期間		(1 日)	3 3 円
退居時相談援助加算	400 単位	(1 回)	4 3 6 円
医療連携体制加算（Ⅰ）	37 単位	(1 日)	4 1 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	(1 日)	4 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	(1 日)	2 4 円
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	(1 日)	1 3 1 円
看取り加算：			
死亡日以前31日以上45日以下の期間	72 単位	(1 日)	7 8 円
死亡日以前4日以上30日以内の期間	144 単位	(1 日)	1 5 7 円
死亡日の前日及び前々日	680 単位	(1 日)	7 4 2 円
死亡日については1日	1280 単位	(1 日)	1 3 9 6 円

入退院支援	月 6 日まで	246 単位	(1 日)	2 6 8 円
口腔衛生管理体制加算		30 単位	(1 月)	3 3 円
※身体拘束廃止未実施減算		10%	(1 日)	10%減算

自己負担額は上記の 1 割相当額となります。

(30 年 8 月より所得に応じ 2 割、3 割負担になる場合があります)

※令和 6 年 6 月 1 日付 介護職員等処遇改善加算 I がご利用者の負担となります。

(2) 保証金 300,000 円 (退去時の修復代に充当。残りは清算の上ご返金いたします。)

(3) 家賃 月額 95,000 円

(4) 食費 1 日 1,500 円 (30 日として) 月額 45,000 円

① 食事に関する一切の経費 (食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食など) です。

② 入院、外出等により 3 食 (朝食、昼食、夕食) 全食を食べなかった場合のみ徴収しません。

(5) 光熱水費 月額 20,000 円

① (10 月、4 月に清算、退居時に清算します。)

② 途中入退居の場合は日割り計算とします。その場合、少数点以下は切り上げとします。

(6) 共益費

共益費に含まれるものは、概ね次の通りです。 月額 23,000 円

火災保険料、テレビ受信料、車両維持費、新聞代、町会費、園芸用品、写真代

教養娯楽費 (全体で取り組む「行事」や「教室」などにかかる経費)、共同で使用

している物 (調理器具、食器等) 防災点検、エレベーター点検、軽微な施設修理など

※月の途中入退居の場合も全額徴収します。

(7) その他の料金 \*おむつ代、理美容代、往診代、お薬代、嗜好品等は実費

\*日用品でご利用者個人が使用するもの (衣類、履物、雑貨、化粧品、歯ブラシ等)

\*行事費、レクリエーション費等は実費 (個人を対象にしたもの)

\*交通費、入場料など

\*レクリエーション、受診の付き添い場合の経費 (交通費、入場料等)

(2 名の利用者に 1 名の職員が付き添った場合は、経費は利用者 2 名で按分)

\*利用者個人が購読する新聞、雑誌等の購読料 (業者と家族との直接契約とします)

\*居室に設置する電話料金 (業者とご家族との直接契約とします)

\*利用者個人の宅配、郵便などにかかる経費

\*その他利用者個人に必要な機器具 (介護器具など)

\*その他利用者並びに家族の了承を得て支出する費用

(8) 入居・退居・入院・外泊時の料金取扱いについて

① 基本料金・食材費・は利用者が実際に居住されたり、サービスを利用されたりした日数に応じて計算し、実費を申し受けます。

② 光熱水費・家賃はお部屋の使用開始日 (荷物の搬入日) から使用終了日 (荷物の搬出日)

まで日割計算で申し受けます。

入院中の家賃は居住扱いになり家賃は発生します。

## 6. 入居に当たっての留意事項

面 会	来訪者は、面会の都度職員に届け出て下さい。また、面会時間の制限はありません。宿泊、外出を行う場合は、事前に行き先や期間をお知らせ下さい。
外 出	門限はありません。 知人との外出、外泊については、家族からの同意を条件とします。
住居・ 居室利用	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くこともあります。居室の改造を伴う事項は、協議とします。
迷惑行為	騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所持品・現金等	お小遣い程度の現金は自己管理が原則です。金品の等の紛失、盗難などについては、事業所は一切の責任を負いません。

## 7. 入居の手続き

(1) 利用申し込みの受付は、事業者が直接行います。

ホームにて、利用に関する手続きの説明やホーム見学を行い、利用の意思確認をします。必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書（認知症の診断がされているとわかる区の健診やお薬手帳等）、生活歴、身体、精神状況アンケート等です。

(2) 前面接

利用を希望した方の事前面接を行います。原則、面接は、本人の自宅やホーム(病院等)にて行います。入所している場合は、そのかぎりではありません。

事前面接にて、本人の状態を確認します。契約事項や重要事項の説明を行い、利用の意思確認をあらためて行います。

(3) 入居判定

入居判定会は、当法人役員、所長、計画作成担当者、看護職、協力医（かかりつけ医）にて構成します。

\*入居判定の基準は、本人の心身の状態、当ホーム設備、職員配置上における対応可否、空室居室での対応可否、他の利用者との関連などと併せて、事業の主旨にてらし合わせ、総合的に判断します。

(4) 入居決定と入居

荷物搬入日、入居日を決定します。

複数の居室が空室の場合、又は現在の利用者に居室変更が伴う場合は、入居する居室をホーム側が指定します。

## 8. 医療体制について

(1) 「まささんの家」は下記の医療機関と連携体制を契約しています。

中村医院	東京都谷原 2-11-5	TEL 03-3997-0250
佐々総合病院	東京都西東京市田無町 4-24-15	TEL 0424-61-1535
ホワイトデンタルクリニック（訪問歯科診療）	東京都中野区東中野 4-5-10	サミット東中野店 2階
		TEL 03-3366-3636
博芳堂薬局	東京都練馬区高野台 3-11-2	TEL 03-5923-6555

（往診時、薬剤師が同行します。）

(2) 「まささんの家」は正看護師を配置しています。

看護師は毎週定期的に利用者の体調を観察すると共に、一週間の健康管理表、個人記録を確認し介護職員に必要な指導、助言を行います。また、必要に応じ連携医療機関に状況を連絡します。

看護師は24時間緊急連絡可能な体制をとっています。

(3) 「利用者の状態が重度化した場合における対応について」

\*まささんの家は認知症の方々が、できるだけ通常の生活を共同で行うライフスタイルを通じ、認知症の改善や重度化抑制を図ることを第一の目的としています。

従って、契約書第8条第5項に記載の通り、経管栄養補給や排尿困難によるストマ装着の場合または類似の医療的看護が必要な状況になった場合、さらに重度化した場合などは退居していただくのが原則です。

\*しかしながら、上記(1)(2)記載の通り「おおむね週1日の看護師配置及び往診、緊急連絡体制」が整備されています。急性期や重度化した場合にも医師による医療や看護体制及び家族の看護により、ある程度の期間なじみのある「まささんの家」で継続して生活することが可能であり、かつ利用者・家族が希望される場合は極力ご希望にそえるよう努力致します。

急性期や重度化した場合の継続居住の可否・看護や医療体制等については、所長・利用者・家族・主治医・看護師を交えたケース会議にて打合せをします。

\*入院期間中の料金の取扱については上記5(8)をご参照下さい。

## 9. 退居に当たっての留意事項

① 契約の終了事由等については、利用契約書第8条をご参照下さい。

② 利用契約書第8条第3項「要介護認定の更新で、要介護非該当または要支援1と認定された場合」を事由とする契約終了にあたり、利用者が諸般の事情により、やむを得ず認定の有効期間満了日を超えて入居継続する場合は、従前の介護度に基づく介護保険料全額を負担頂きます。

また、継続入居期間は2ヶ月を限度とします。

③ 上記5(8)②記載の通り、利用者が退居されても、荷物の搬出が完了するまでは光熱水費・家賃を申し受けます。

当法人にて退居判定会を開催し、退居判断を行います。

④ 退居判定会、当法人管理職員、所長、計画作成担当者、主治医等医師及び看護職で構成します。

⑤ 退居先については、事業者と家族との間で協議を行い、すみやかに検討し決定し

ます。共同してその作業にあたります。(緊急が生じた場合は病院等への入院になります。)

⑥ 退居先が決まり次第、退居日を決定し荷物の搬出居室の掃除など現状復帰は利用者及び家族が行います。

⑦利用料金、修繕費等の清算を行います。清算は退居日に現金または翌月の引き落としで行うこととします。光熱水費は後日請求または翌月の引き落としで清算していただきます。個人の契約に基づく、電話、新聞料金等の精算、契約終了等は利用者及び家族等が行います。

#### 1 0. 研修、実習、見学、取材等の協力依頼

協力依頼があった場合、社会的役割を果たす上で、当事業所としては受入を拒むものではないと考えています。生活とプライバシーの保護、生命と安全の確保が最優先ですが、事前に協力の範囲を定めた上で、御協力していただくことを承願いたします。

#### 1 1. 緊急時の連絡体制

体調の変化等の場合は、下記に連絡します。

(緊急連絡先)

氏名	関係	住所	電話
----	----	----	----

※別紙の(センター方式)利用者情報欄でも可

#### 1 2. 身体拘束

①事業所は、利用者の身体拘束は行いません。但し、利用者又は他の利用者、職員等の生命、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には、緊急性、非代替性、一時性などの原則を踏まえた上で、家族の同意を書面にて受け、その条件内と時間内にて身体拘束を行い、記録を行います。

②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

#### 1 3. 虐待の防止のための措置

①事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れのある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

② 虐待の防止に関する責任者を選定します。

③ 成年後見人制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行います。

④ 苦情解決体制を整備します。

⑤ 従業員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に行います(年1回以上)開催

するとともに、新規採用時には必ず実施します。

- ⑥ 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底します。

#### 1 4. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービスの提供を実施するための業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

#### 1 5. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業員等に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

#### 1 6. ハラスメント対策

事業所は全ての職員に対して、労働契約法第5条により安全配慮義務を負っています。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づき、以下の行為をカスタマーハラスメントとして取り扱うこととします。

- (1) 従業員への威圧的・暴力的言動や悪質なクレーム等の迷惑行為
- (2) 過剰また不合理な要求
  - ・合理的理由のない謝罪の要求
  - ・従業員に関する解雇等の法人内処罰の要求
  - ・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求等
- (3) 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束
- (4) その他ハラスメント行為等

#### 1 7. 連携施設等

当ホームでは、下記の施設と連携しています。

（医療機関については上記第7項ご参照）

[特別養護老人ホーム]

バックアップ施設協定施設

社会福祉法人福音会	特別養護老人ホーム福音の家	
	東京都町田市野津田町 1932	TEL 042-736-7411
練馬区社会福祉事業団	大泉特別養護老人ホーム	
	東京都練馬区東大泉 2-11-21	TEL 03-5387-2201
社会福祉法人 泉陽会	特別養護老人ホーム光陽苑	
	東京都練馬区西大泉 5-21-2	TEL 03-3923-5264

#### 1 8. 非常災害対策



①防火管理責任者 宮川大蔵

②避難訓練

毎月避難訓練を実施する他、以下の特別防災訓練を実施する。

広域避難場所までの誘導訓練

消防署との協働訓練

隣接のデイサービスとの共同訓練

緊急連絡網訓練

③地域住民との協力

火災や地震等が発生した時に近隣の住民の方からも協力をいただけるよう呼びかけ、地域の住民として様々な形で交流を図っていきます。

## 19. サービスについての苦情等

①当ホームの苦情対応

苦情解決責任者 所長 福島 浩子 電話 03-5933-3317

②区市町村の苦情窓口

練馬区 大泉総合福祉事務所 電話 03-5905-5274

練馬区内住所地の地域包括支援センター 別紙参照

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話 03-3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

## 20. 社会福祉法人福音会の概要 別紙福音会カタログご参照

以上

令和 年 月 日

介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人福音会 大泉学園高齢者グループホームまささんの家

所在地 東京都練馬区大泉学園町2-20-22

説明者 所長 福島 浩子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受け、内容について同意し交付を受けました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理署名者 氏名 \_\_\_\_\_ 印